

香川県民の日条例第3条に規定する公の施設の使用料を定める規則をここに公布する。

令和8年4月10日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第38号

香川県民の日条例第3条に規定する公の施設の使用料を定める規則

香川県民の日条例（令和8年香川県条例第1号）第3条に規定する公の施設の使用料のうち規則で定めるものは、次に掲げる公の施設の使用料とする。

- (1) 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(32)の項に規定する香川県立ミュージアムの歴史展示室、常設展示室及び特別展示室の観覧料（香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料を除く。）
- (2) 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(35)の項に規定する香川県立東山魁夷せとうち美術館の展示室観覧料
- (3) 香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）別表第2の5(1)の表に規定する有料公園を利用する場合の使用料（個人利用及び団体利用（20人以上）に係る使用料に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。